

第二章 豊岡城下町の形成と幕藩体制の成立

表35 但馬国内領知郷村高辻帳

京極甲斐守 天保9年(1838)

但馬国城崎郡之内 29ヶ村

但馬国二方郡之内 29ヶ村

村名	旧高	新田高
	石斗升合	石斗升合
今森村	400	7.4.5
江本村	311.4.4.8	11.8.2.8
塩津村	54	1.7.5.6
中谷村	340	
河谷村	495.2.5.0	6.2.8
百合地村	687	9.1.0
立野村	655.2.4.7	
梶原村	256.7.5.7	3.4.3
庄境村	511.1.5.5	9.8.0
日撫村	132.9.0.0	1.0.9.2
船町村	88.2.6.4	6.1.1.3
野上村	478.8.8.0	17.4.6.3
六地藏村	176.7.5.5	9.5.5
宮島村	78.1.9.2	7.6.9
九日市上町村	332.9.5.2	34.2.4.1
九日市中町村	84.9.5.0	1.9.8
九日市下町村	158.4.2.2	42.6.4.7
妙楽寺村	99.2.8.3	6.8.6
大磯村	235.0.8.4	3.3.6.2
小尾崎村 (三坂とも)	208.2.2.8	3.3.3.6
豊岡町	1,007.7.3.6	16.0.8.7
新屋敷村	229.0.2.2	5.9.9.2
高屋村	373.2.4.0	11.4.7.3
上陰村	184.0.1.4	7.4.4
下陰村之内 (中陰とも)	377.7.7.1	4.7.5.2
一日市村	399.9.4.7	29.0.0.7
福田村	750	59.1.2.1
正法寺村	116.6.5.6	
戸牧村	460.9.2.1	
(小計)	9,684.0.7.4	255.2.2.8
合計	9,939.3.0.2	

村名	旧高	新田高
	石斗升合	石斗升合
春來村	93.1.2.0	8.7.6.7
哥長村 (高山とも)	136.2.4.0	23.9.5.4
細田村	64.2.1.0	4.0.2.4
飯野村	381	28.5.2.5
桐岡村	63.8.4.0	0.4.8
多子村	216.2.3.0	9.2.7.5
祖岡村	118.7.1.4	41.1.3.6
切畑村	201.9.1.0	1.6.7.4
丹土村	358.5.1.2	7.7.4.4
中辻村	195.0.7.0	31.7.5.9
塩山村	234.5.0.0	16.5.4.3
井土村	162.5.4.2	35.8.4.1
金屋村	64.7.3.2	1.8.2.9
伊角村	104.1.8.1	3.0.3.9
熊谷村	106.3.8.8	16.2.5.9
檜尾村	26.0.6.0	
今岡村	80.7.0.4	7.9.3.7
堺	8.5.0.4	8.2.6.8
正法庵村	113.8.4.7	5.8.5.8
辺地村 (藤尾とも)	111.6.8.8	30.3.6.6
高末村	66.1.2.8	2.8.2.3
田井村	271.3.0.0	14.9.1.3
指杭村	238.5.8.0	3.5.8.9
対田村	617.0.7.8	41.5.0.2
竹田村	220.2.2.3	67.5.8.7
宮脇村	61.7.9.4	
新市村	128.2.4.3	6.6.1.0
用土村	116.8.7.9	
古市村	121.6.9.1	2.7.1.8
(小計)	4,664.9.0.8	423.5.8.8
合計	5,088.4.9.6	

第三章 京極氏の入部と豊岡藩政の展開

第一節 京極氏の系譜

京極氏の系譜

寛文八年（一六六八）五月二十一日、京極伊勢守高盛が丹後・田辺（舞鶴）から但馬・豊岡へ移封された。

京極氏の先祖は宇多天皇から出ており、宇多源氏の系統で宇多天皇の皇子・敦実親王七世の孫・佐々木秀義の孫・対馬守氏信が京極に居住し、京極を氏としたのを始祖とする。その後、代々が近江国の北部地方を所領として支配した佐々木支流である。代々、足利將軍家に仕えており、戦国末期には氏信十八世の孫・長門守高吉が將軍・義輝、義昭に仕え天正九年（一五八一）に七八歳で没したが、その妻は浅井長政の祖父・亮政（久政の父）の娘で京極マリヤとして名高く、その三人の子がさらに大いに華々しく名をあげることとなった。

嫡男・高次は豪勇の士で、信長・秀吉・家康の三代に仕えて功あり、大津六万石の領主となり大津宰相と称せられたが、関ヶ原の役には東軍に味方して西軍に包囲・攻略され一時、高野山に上ったが戦後は若狭一国を賜わり小浜八万五〇〇石の城主に封じられた。その妻・常高院は、織田信長の妹で始め浅井長政、後に柴田

勝家の妻となった小谷の方の三人の娘のまん中の一人はつである。姉・茶々（淀殿）は秀吉の側室で豊臣秀頼の母となり、妹・小督（崇源院）は二代將軍・徳川秀忠の正室となっており、名門中の名門である。常高院は家康の信任も厚かったが、キリシタンであったことも知られている。

高次の妹は名を龍子といい、はじめ若狭の守護・武田義統の子・孫八郎元明の妻となったが、柴田勝家が亡びた後、夫の元明が秀吉に誅せられて以後、秀吉の側室となり松の丸殿または京極の局と称せられた。絶世の美人であって、秀吉の小田原役や、肥前・名護屋出陣にも同陣しているし、淀殿と権勢を争い、醍醐の花見の席で盃争いを起こしたのは有名である。秀吉の死後、仏門に入り京都・誓願寺に帰依して天寿を全うした。

その弟で高吉の次男・高知も、秀吉・家康に仕えて功があり、関ヶ原役には東軍に属して戦っている。大津の城で兄・高次が西軍に囲まれたのを聞いて救援にかけつけたが、すでに城が攻め落された後であった。戦後の論功行賞で丹後国を賜わり、宮津十二万三二〇〇石の城主となり、丹後守と称せられた。

高次も高知も、キリシタンである。豊岡市三坂にある旧・瑞泰寺境内の京極家墓地区内に、京極マリヤと京極高知の墓があるが、これは昭和二年に舞鶴から豊岡に移されたものである。

高知は元和八年（一六二二）八月十二日、京都で死んだ。年五一。その男の子のうち、長男・高広が宮津七万五〇〇〇石、むすめ婿・高通が峰山一万三〇〇〇石、二男・高三たかみつが田辺（舞鶴）三万五〇〇〇石の領主としてそれぞれ分封され、高三の子・高直の次の代の高盛が但馬・豊岡に移封されることとなる。一方、小浜城主・高次の子・忠高は小浜から松江城主になり出雲・隠岐両国を領したが、その養子・高和の代に、はじめ播州・龍野に移され、後に讃岐・丸亀の城主となり、その子孫は丸亀・多度津の城主としてうけつがれている。



写162 高任の署名と花押



写161 高栄の署名と花押

年（一六三六）に五歳で遺領を継いだが寛文三年（一六六三）、三二歳で田辺で死んだ。墓は父の高三の墓と同じく田辺の瑞泰寺に葬られ、今は豊岡にある。

高直の子・高盛のとき、豊岡に移封された。京都所司代であった牧野佐渡守親成と封地・田辺を代えられたものである。これより先、宮津城主・高知は子の高広と合わず、高広に封土を譲ったあともこれを排除しようとして、ついに宮津領は収公されていた。

そのため、丹後・京極家は本藩を失い、田辺と峰山の二支藩が残され、さらに田辺・京極家の豊岡への移封によって峰山の一支藩が存続することになった。後述するように、藩寺・興国寺建立のいきさつからは、転封に当たっての何らかの条件を推測させるものがあるが、真相は不明である。

歴代藩主

豊岡藩主として京極氏は、九代・二〇四年間続いた。歴代藩主は、次のとおりであった（主として『寛政重修諸家譜』、享和年間以降は舟木家・立正寺・東京瑞泰寺各文書、『豊岡誌』による）。

初代・京極伊勢守高盛は慶安三年八月二十七日、江戸の向柳原に生まれた。幼名を六丸といい、寛文三年三月二十五日、遺領を継いだ。同年十二月二十八日、従五位下・伊勢守に叙任された。同八年五月二十一日、田辺を召上げられ但馬国豊岡に所替え。作事料に二〇〇〇両を賜わる。領地は城崎・二方・気多・養父・美含の



写163 高有の署名と花押

高有は、水野豊前守忠盛女。後室は松平越中守定重女。善興は小普請組・京極三右衛門家の祖となった。



写164 高品の署名と花押

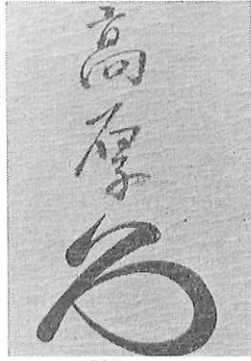
三代・京極加賀守高榮は、元禄三年七月二十三日に江戸の向柳原に生まれる。正徳四年七月二十九日に父の封を継ぐ。弟の水野左衛門(善興)に廩米二〇〇俵を分かち。同年十二月十八日、従五位下・加賀守に叙任。同五年三月二十七日には向柳原屋敷類焼。同年四月二十九日、屋敷御召上げ、麴町に代地五四〇八坪を賜わる。同六年六月十三日、麴町屋敷で死去。年三二歳。駒込・瑞泰寺に葬る。法名・源照院通岸道達。室は、水野豊前守忠盛女。後室は松平越中守定重女。善興は小普請組・京極三右衛門家の祖となった。

五郡で三万五〇〇〇石、うち、高門に二〇〇〇石分知。宝永六年二月一日、江戸の向柳原にて死去。年六〇歳。駒込の瑞泰寺に葬る。法名は陽林院照山道廓。室はない。寛文三年三月に分知された弟・高門は糸井・京極家の祖となった。

二代・京極甲斐守高住は万治三年八月十日、向柳原に生まれ、幼名を土肥之助という。延宝二年三月十八日、養父(実は実兄)・高盛の封を継ぐ。同年十二月、従五位下・甲斐守。宝永五年五月十四日に仙洞御所・女院



写166 高行の署名と花押



写165 高厚の署名と花押

四代・京極土肥之助高寛は、享保二年二月八日に豊岡に生まれた(実母は中村氏)。同六年八月三日、遺領を継ぐ。同十一年九月十二日、江戸・麴町で死去。年一〇歳。橋場・妙高寺に葬る。法名は、源通院道圓日照。

五代・京極甲斐守高永は享保五年四月二十三日、豊岡に生まれた(実母は高寛と同じ)。同十一年九月十八日、高寛の早世によって領知御召上げとなった後、同所にて新規に一万五〇〇〇石を賜わる(城崎・二方二郡のうち)。同十二年二月に麴町屋敷類焼(全焼)、同十六年四月にも一部を焼く。同十七年十月十九日、下屋敷替地の深川海辺新田一七〇八坪を賜わる。享保二十年十二月十六日、従五位下・甲斐守に叙任。宝暦十年八月十二日、豊岡にて死去。年四一歳。豊岡・瑞泰寺に葬り、法名・靈瑞院新豊華谷道淳。室は、細川山城守興生(梅山)の女。

六代・京極甲斐守高品は寛保元年七月十八日、麴町にて生まれた。宝暦十年十月十八日、父の遺領を継ぐ。同年十二月十八日、従五位下・甲斐守に叙任。天明四年十月九日、丹後国百姓強訴のとき久美浜代官よりの申入れに応じ人数を差出す。寛政三年九月十日、痔疾につき城崎温泉で湯治のため豊岡に帰着。同年十一月二十六日、剃髪し甲斐入道と改める。同四年七月六日、豊岡にて死去。年五二歳。豊岡・瑞泰寺に葬り、法名・賢明院馨譽徳翁道侃。室は加納遠江守久堅女。後に離縁。

七代・京極加賀守高有は安永四年九月二十六日、武州木挽町に生まれた。実は京極備前守高久(峰山藩主)

の次男で、母は野口氏。寛政三年二月十日、甲斐守の養子となり、同年三月二十一日に初めて文恭院（家斉）に拝謁。同年五月十一日に封を継ぐ。同年十二月十六日、従五位下・加賀守に叙任。同四年二月十日及び七月二十二日に麴町屋敷類焼。同年八月二十六日から同七年九月一日まで大坂城加番役。同八年四月十三日には深川下屋敷一七〇六坪を堀田相模守の屋敷二三六〇坪と相對替えを行なった。

同十年三月に領内の百姓が一揆をはかり、旧債償還のための封民からの借り上げを中止する。同十二年七月九日、豊岡町に大火があり、被災の町家に米一俵ずつを給した。文政八年八月一日、豊岡町民が暴動を起し、首魁三〇余人を追放した。天保二年五月、官を辞して隱居。天保十二年七月二十六日、江戸屋敷にて死去。駒込・瑞泰寺に葬る。法名・瑞泉院英誓泰山道雄。室は協坂淡路守安親の女。

八代・京極甲斐守高行たかみちは、寛政六年六月十六日、麴町に生まれた。幼名は六丸。天保二年五月十日襲封。同四年二月に稽古堂創立。同十一年七月、御改革のお触れを出す。同十三年、幕命に従い海岸防備を嚴にする。弘化四年九月二十九日に江戸藩邸にて死去。法名・成義院泰誓伝習善道。室は乘蓮院殿。後室に超世院殿。

九代・京極飛彈守高厚たかあつは弘化三年十二月に襲封。嘉永七年十一月十四日、豊岡地方大地震に救恤。文久二年五月二十三日、津居山湾に大砲を備えた。文久三年十月、生野の変に出動。元治元年三月、京ではじめて孝明天皇に拝顔し、天杯を拝戴。慶応四年正月、山陰道鎮撫総督（西園寺公望）を豊岡に迎えた。明治二年四月、召に応じて桂御所を警衛。同二年六月二十三日に版籍奉還、藩知事に任じられる。同四年七月十四日には廃藩置県、豊岡県知事に任じられる。同年十一月、旧藩の豊岡県を廃し広域の豊岡県が置かれ県知事退任。大正十二年九月、関東大震災に会い死去。

第二節 豊岡藩の武士団の編成

藩の体制

この地方を江戸時代を通じて支配した豊岡藩の編成は、どのような武士団を維持していたのであろうか。近世初頭の戦国動乱期に九州・島津征伐や文禄の役に出席した豊岡城主の率いる軍勢は八〇〇人であった、と記録されていることはすでに見た。近世における豊岡藩の威勢というものは、寛永六年（一六二九）に杉原伯耆守長房死去までの知行高三万石の時代と、寛文八年（一六六八）から享保十一年（一七二六）までの知行高三万五〇〇〇石の初期・京極藩の時代が、その最盛期であったとみてよいのである。

寛永十二年（一六三五）の武家諸法度の改正で制度化された参勤交代の制度は、豊岡藩においても、出石藩においても実施された。諸藩の大名は江戸と国元とで一年交代で参勤するよう統制を受け、大名の妻子は人質として江戸に住まわせられることとなった。豊岡藩の江戸屋敷は、京極家の場合には本郷に置かれた。『旧記目録』（舟木家文書）によると、享保五年（一七二〇）五月八日に「柳原より麴町へ御屋敷替」との記事がある。

「延宝二年」（一六七四）と注記されている分限帳（塩津・斎藤家文書）が残っているが、それによると初期・京極支配豊岡藩の体制は次表のようなものであった。

藩士の祿高

この豊岡藩の士族団の中で、藩主の受け分は三〇〇〇石、藩主の家族は米三〇〇〇俵と二〇〇両を受け、筆頭家老・石東家は一二〇〇石、以下二〇〇石取り以上の武士は三〇人ほどいて馬一疋

延宝2年寄衆

一 一萬石	石東源五兵衛
一 七千石	舟木左衛門
一 千石	八幡宮
一 六百石	赤松左衛門
一 六百石	佐藤左衛門
一 四百石	猫子信次
一 四百石	頼重左衛門
一 三百石	舟木左衛門
一 三百石	程村守馬
一 三百石	石米左衛門

写168 延宝2年の豊岡藩士分限帳のうち家老・年寄衆の部分

寛政12年寄衆

一 一萬石	石東源五兵衛
一 七千石	舟木左衛門
一 千石	八幡宮
一 六百石	赤松左衛門
一 六百石	佐藤左衛門
一 四百石	猫子信次
一 四百石	頼重左衛門
一 三百石	舟木左衛門
一 三百石	程村守馬
一 三百石	石米左衛門

写167 寛政12年の豊岡藩侍帳の表紙と家老・年寄衆の部分

ずつ所持していた。これが享保十一年（一七二六）の減知により、藩全体で、二万石を削られて一万五〇〇〇石となったわけであるが、十一月には老臣の石東源五兵衛の食禄・一二〇〇石が七〇〇石を削られて五〇〇石となり、この率が基準となって武士の減俸が実施されている。その上、さらに翌年の享保十二年（一七二七）に大坂谷町代官・平岡彦兵衛が幕命を奉じて豊岡に来て、新旧の封地を取上げて再分配し、藩士一八七人の籍を削ってしまった。実に驚くべき大規模な行政改革が、強力な幕府権力によって抵抗もなく断行されたのである。この享保の上げ知（知行の取上げ）以後、当地方には久享浜代官所の支配が大きく入り込んできて、生野代官所と並ぶ幕府の中央集権支配機構が、飛躍的に強化されてゆく。

豊岡藩の士族団の構成について、さきにあげた延宝二年（一六七四）の分限帳の他に、宝永六年（一七〇九）の分限帳（『豊岡誌』附録）と天保十二年（一八四一）の分限帳（同上）の二つの時期の資料がある。それによると、徒士かちまわらひ以上の身分の武士が、延宝期では二八二人、宝永期では二三五人いるが、天保期では七六人である。二〇〇石以上の武士は延宝期では三一人、

宝永期では三〇人いるが、天保期では三人のみである。

以下に、これらの三時期の資料をもとにしてまとめた豊岡藩士族団の構成表を、三種類かかげておく。

その一は、馬廻以上の身分の武士の分限分類別の人数と禄高の合計額の一覧表（表39の1）

その二は、馬廻以下、徒士以上の武士の分限分類別の人数合計の一覧表（表39の2）

その三は、二〇〇石以上の武士全員の名簿（表39の3）

である。これらの表によって、京極氏の時代の豊岡藩の藩政の構造の概要を知る手がかりを補うことができる。

武家奉公人

江戸時代の農民が封建的な武家社会の下積みとなって、これを支えた役割りの一つに奉公人の制度がある。豊岡藩の江戸屋敷の奉公人が、延宝二年（一六七四）の分限帳の中にも、定番四〇人・江戸二組足軽四〇人・江戸人足一〇人ほか、いろいろ書き上げられていることは既にのべた。

時代が下って天保二年（一八三一）十二月の上鉢山村の史料に、四人と三人の合計七人の百姓が、翌年の春から三年の期限内で江戸屋敷に奉公人に出ることとなり、あらかじめ一人につき三年分で六石の正米を支給され、その請取証文を、本人・類門惣代・村役人が連判の上で、豊岡藩の大庄屋の岡又右衛門・佐伯孫左衛門あてに差出している。

右証文の中には、「丸三ヶ年の間は御奉公大切に勤めます。万一、年限中に逃亡・かけおち・病死などした場合は、御規定の通り必ず代わりの人間を差出します」と誓約している文言がある（『岡家文書』）。

右の例のほか、嘉永元年（一八四八）十一月の史料に塩津村の百姓二人・嘉永二年（一八四九）十一月の史

3. 200石以上武士名簿

年代 禄高	延宝2年 (1674)	宝永6年 (1709)	天保12年 (1841)
1,200石	石 東 兵 庫	石東 源五兵衛	
1,000	八幡山 内 記	八幡山 内 記	
700	舟 木 左 京	舟 木 左 京	
600	坂本 団右衛門	坂本弥三左衛門	
500	前波 ^{まなみ} 九右衛門		
400		塩治 弥市兵衛 関 舎 人	
350	塩 治 大 助	前波 九右衛門 岩 崎 豊太夫	
300	猪 子 伊 織 新 今 小兵衛 鳥 井 大 蔵 種 村 平 馬 石 東 主 殿 古 在 奎之助 齐 甚左衛門	石東 宇右衛門 新 今 小兵衛 堀 隼 太 古 在 奎之助	
260		古沢次郎左衛門	
250	生 駒 権兵衛 古沢次郎左衛門 木 下 勘兵衛 野口 五左衛門 伊 庭 左 京	生 駒 権兵衛 猪 子 伊 織 木 下 勘兵衛 野 口 官兵衛 伊 庭 庄 蔵 伴 市右衛門 生駒 豊右衛門	
230	勝田 左次兵衛	勝田左次右衛門	
200	舟 木 多 宮 西山 久左衛門 岩 田 平之丞 田 村 瀬兵衛 内田 半左衛門 竹 村 多 門 生駒 豊左衛門 岡 本 旅之助 梨 九郎右衛門 徳永源次右衛門 沼田 伝左衛門 伴 亦太郎	石 東 源 八 西 山 喜平太 庭 与五右衛門 田 村 瀬兵衛 内田 半左衛門 竹 村 岩太郎 種 村 勘之丞 和爾九郎右衛門 谷 田 妻之助	舟 木 外 記 西山 久左衛門 坂本弥三左衛門
計	31人	30人	3人

第三章 京極氏の入部と豊岡藩政の展開

表39 豊岡藩士族団構成表

1. 馬廻以上

年 代	延宝2年(1674)				宝永6年(1709)				天保12年(1841)			
	人数	禄 扶	高 持	合計	人数	禄 扶	高 持	合計	人数	禄 扶	高 持	合計
藩主・家族	5		3,000石 3,000石 200石	(1200石)								
家老・年寄	15		6,300石 60人扶持		17		6,800石 40人扶持		3			600石
番 頭	7		1,200石 20人扶持		5		1,250石					
御用人									2			200石
御側役									5			7人扶持
諸物頭	14		2,730石		19		3,340石 10人扶持		3			230石 7人扶持
奏者番	8		880石 50人扶持						5			265石
近習役人	34		2,480石 120人扶持		29		2,860石 20人扶持		12			665石
馬 廻	29		2,470石 193人扶持		19		1,590石 20人扶持		4			200石
小 計	112		20,260石 443人扶持	200石	89		15,840石 90人扶持		34			2,160石 14人扶持

注 1人扶持は米でおよそ2石分にあたる。

2. 馬廻以下、徒士以上

年代	延宝2年(1674)		宝永6年(1709)		天保12年(1841)	
分 限 分 類 と 人 数	医 師	12人	医 師	11人		
	大 小 姓	13	諸 隠 居	9	大 扨 従	9人
			給 人 嫡 子	12		
			郷 士	3		
	役 小 姓	25	役 小 姓 列	14		
	並 小 姓	24	小 姓 列	19		
	徒 小 頭 格	30	徒 士 小 頭 列	19	御 役 小 頭	2
	徒 役 人 列	33	徒 士 役 人	28	御 役 徒	10
	徒 士	33	徒 士	31	御 徒 士	9
小計	170		146		30	
士分 合計	282		235		64	

料に百合地村の百姓一人・嘉永三年（一八五〇）の十一月の史料に江本村一人・十二月の史料に大篠岡村一人、いずれも奉公期間は三年で、一人当たり三年分の切米六石を給与された例が残っている。

当時の農村は、このような武家奉公人の労働人口供給源地帯でもあって、武家社会の存続維持のための必要不可欠の基盤となっていたのである。

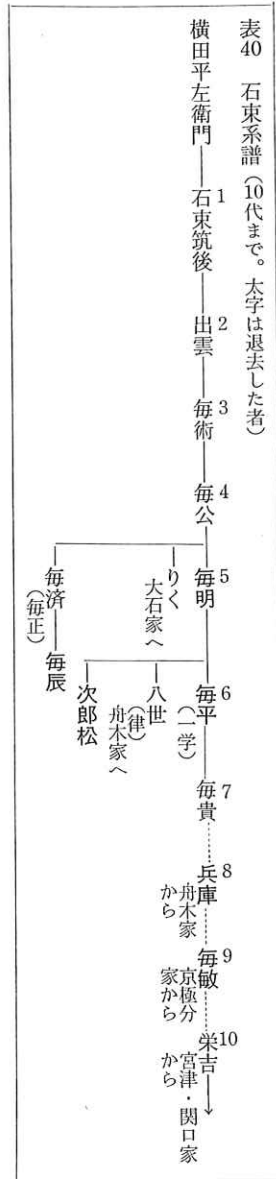
近世の武士団は原則として城下町に居住して、領主より俸禄として扶持米を給与されることとなったのであるが、出石藩の場合などに地方知行ちかたもぎょうという、土地が知行（俸禄）として武士に給与されるという村落支配の形態が残っていたところもあった。出石藩の地方知行制度は元禄九年の小出家断絶から寛政十年までの約一〇〇年間、中断しながら残ったが、豊岡藩や幕府直轄領においては、寛文八年に京極氏が豊岡に入部したときから地方知行はくずれてしまっている。地方知行の場合は、知行地の村々において専属的または臨時的に労役を負担させられる百姓がおり、知行取りの武士がその主君であって、これに従属して奉公したわけであるが、地方知行がくずれた場合にも、奉公人の制度によって藩に対する労務確保がなされたのである。

第三節 京極藩政を支えた人びと

石 束 家

忠臣蔵で名高い「赤穂義士四十七士」の首領であった播州・赤穂藩の家老・大石内蔵助良雄の妻は名前をおきく（理玖、陸）といい、豊岡・京極藩の筆頭家老・石束源五兵衛いづみ每公つねとくの長女であつた。

表40 石東系譜（10代まで。太字は退去した者）

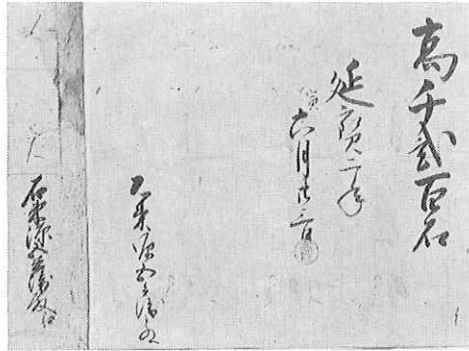


石東家の先祖は近江国の武士で、横田・石東の両郷を領して横田に居住しており、はじめ横田氏を称し、横田平左衛門なる武士が京極高知に従い信任があった。その法号は甚太居士と称し現在、豊岡市日撫の正福寺に墓がある。

その子は石東筑後といつて石東姓を名のり、十三歳で父とともに高知に仕え、高知が関ヶ原の役の後、丹後・宮津領主となった時に加増を受けて一二〇〇石を与えられ、慶長十九年（一六一四）の大坂冬の陣に従軍して高知の脇備えをつとめ、間もなく丹後・田辺に帰り本丸留守を勤めた。墓は正福寺にあって、別山宗伝居士という。

筑後の子を出雲という。元和元年（一六一五）の大坂夏の陣に手柄をたてたので、高知は帰城後、その娘を出雲の妻にした。出雲の法号は高源院殿天真道廓居士といひ、その妻は安養院秋月善貞大姉という。いずれも正福寺に墓がある。

出雲の子が石東源五兵衛つねやす每術である。每術は寛永二年（一六二五）に父・出雲が三〇歳で死んで後、父の禄



写169 石東源五兵衛每術の知行目録
京極高住より賜わったもの

を継ぎ大老職を勤め、京極高盛に従って豊岡へ来た。延宝二年（一六七四）に入道して竿雪と号し、三江地区の日撫村に隠棲し、養源寺座主・隆玄について参禅していたが、延宝七年（一六七九）に急病にかかり死んだ。真修院殿釣庵斬鉄居士といい、墓は養源寺にあって、大きな五輪塔に戒名が刻んである。

每術の子が源五兵衛每公である。每好とも言った。寛永十八年（一六四一）に生まれた。この人の子として娘りくが寛文九年（一六六九）に生まれた。豊岡へ移封してきた翌年のことである。りくは豊岡で成人し、貞享四年（一六八七）に赤穂の大石良雄に嫁した。りくは一〇歳年下で十九歳、良雄は二九歳。吉良邸討入りの元禄十五年（一七〇二）には源五兵衛每公は六一歳、りくは四二歳であった。每公はそれ

まで豊岡藩の家老をつとめていたが、翌元禄十六年に長男でりくの兄の宇右衛門每明（おあきら）に職をゆずって隠居している。そして正徳三年（一七一三）に七三歳で死んだ。風流院殿昭着鉄巖幻心居士という。

宇右衛門每明は、後に徹明ともいった。每公のあとをついで家老職となったが、享保十二年（一七二七）の減知にあつて食禄一二〇〇石は七〇〇石を減じて五〇〇石にさせられたので、每明は率先して節儉力行、治産殖貨の策を講じ、柳行李の生産と販売に力を注いだという。

延享四年（一七四七）に子の一学は家老塾居を命じられ、翌延享五年（一七四八）六月に但馬を退去し京都

へ移った。毎明も豊岡を去って上京し、後に芸州（広島）浅野家に召抱えられた大石家をたより、その地で宝曆五年（一七五五）正月、九〇歳で死んだ。最勝院殿玄翁徹明居士と号し、広島・三川町の常林寺に葬られた。毎明の子の一学は京極高住の養女・万里姫を妻としたが、源五右衛門每雅・立所・明遠・松山宇右衛門などとも称している。一学は元文二年（一七三七）に家老職をついだが豊岡を退去後、京都で宝曆二年（一七五二）に五三歳で死んだ。馨徳院殿立所棠伯居士といい、京都妙心寺塔中・東林院に葬られている。その子の万蔵は早世して石東家は絶えた。

なお、宇右衛門毎明の次女で一学の妹の律（一説に、長女で姉）は、豊岡藩家老の舟木老之助直記の妻となっている。

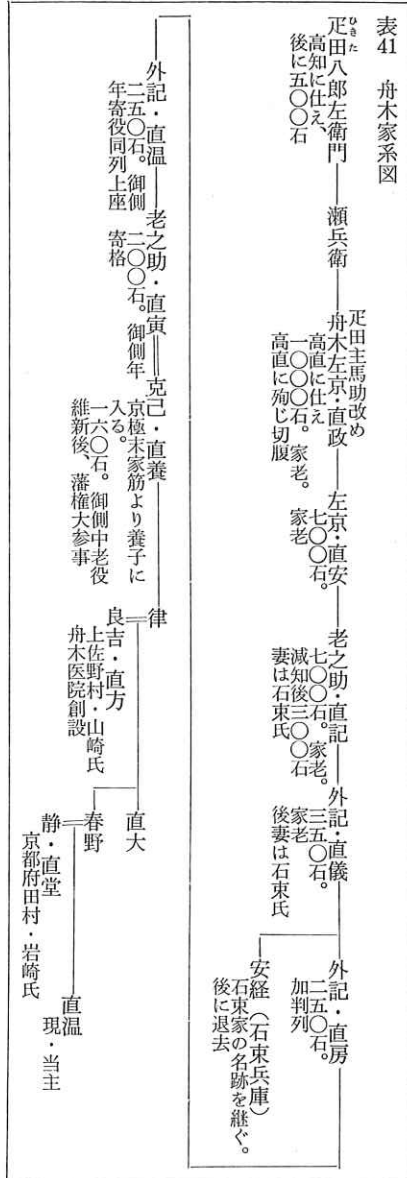
名門・石東家の名を惜しんで、その後には石東家の復興が計られている。石東家過去帳では、六代・一学のあとに七代・每貴が続くが、每貴が万蔵であるのか別家から入ったものかは不明である。過去帳では八代目が空白となっている。恐らくは舟木家から天明七年（一七八七）に入った石東兵庫をあててもよいと思われるが、兵庫もまた後述のように寛政二年（一七九〇）に退去、再び家は断絶した。この間、舟木家から出た木下多宮の次男・金弥や土田清助の次男・金次郎などが、後継候補として名が上がっている。後に、京極別家から毎敏（一学）が入って石東家を復興したが、またまた退去、舟木家所縁の宮津・関口家から栄吉が来て、三たび石東家を興した。

ここで豊岡の近世の歴史の断面を知る資料として、豊岡藩士の中で代々、京極藩家老職を勤めた石東家・舟木家の他に、豊岡町人の中で代表格であった由利家と佐川家について、その系図の跡を辿ってみることにしよう。

舟木家

舟木家の先祖は、越前国正田庄の郷土で柴田勝家の家臣である。正田讃岐と称したが賤ヶ岳の合戦で討死し、その子・正田喜左衛門は二〇〇石を与えられていたが勝家滅亡の後は遁世し、丹波に來て世を終えている。

表41 舟木家系図



その子・正田八郎左衛門は大坂の陣に京極丹後守高知に仕えて功あり、一五〇石の禄を得、後五〇〇石に増加を受けた。大坂の陣の戦場にたずさえた雑刀は家宝として伝えられた。

その子・正田瀬兵衛は京極飛彈守高直に仕え中小姓を勤めた。

その子・正田主馬助は舟木左京直政と改めた（舟木家初代）。京極飛彈守高直に仕え、慶安元年（一六四八）



写170 舟木直房と妻の万世の画像
(葛飾戴斗・画)

五〇〇石、慶安二年（一六四九）に加増三〇〇石、承応二年（一六五三）に加増二〇〇石、合計一〇〇〇石の俸禄を受けて家老職を拝命し、名前に「直」の一字と、家紋として紋所の五三の桐を拝領し源氏姓の佐々木庶流・黒田を賜わり、後に舟木姓を賜わって左京亮と呼ばれた。実に舟木家の礎石を築いた人物である。寛文三年（一六六三）正月七日、高直が死ぬと同月九日これに殉死し、丹後・田辺の瑞泰寺に葬られた。この年、幕府は殉死厳禁令を発している。

その子・舟木左京直安（二代目）は、七〇〇石で家老職を勤め、享保十八年（一七三三）死んだ。

その子・舟木老之助直記（三代目）は京極高栄・高永・高品の三代に任せ、七〇〇石で家老職を勤め、宝暦十三年（一七六三）に死んだ。

その子・舟木外記直儀（四代目）は三五〇石。京極高品の家老職であり、その子・舟木外記直房（五代目）は二五〇石で高有に仕えた。

その子・舟木外記直温（六代目）は文政四年（一八二二）に十七歳で家督をつぎ、一五〇石を与えられたが、天保八年（一八三七）二〇〇石となり御側年寄役を拝命、弘化二年（一八四五）には藩政改革の功により五〇石加増、五七の桐を家紋に賜わったが、嘉永元年（一八四八）に死んだ。

その子・舟木老之助直寅（七代目）は高厚のとき、二

○石で御側年寄格を勤めた。

その養子・舟木克己直養（八代目）は高厚のとき、安政七年（一八六〇）十七歳で家督を継ぎ、一三〇石を賜わり、御番頭格・御側役を命じられ、慶応四年（一八六八）には江戸勤番中は御側御用人を兼帯、同年三〇石の加増を受け、御側中老役に昇進、明治二年（一八六九）十一月、豊岡藩権大参事に任じられた。

その次女・律の夫・舟木良吉（直方）は豊岡町滋茂五二番地に舟木医院を創設し、大正七年（一九一八）に死んだ。その長女・春野の夫・舟木静（直堂）が舟木病院を継いだ。

歴代の墓は豊岡妙楽寺の旧・瑞泰寺にある。

由利家 由利家の先祖は、近江国・佐和山の郷土であったといわれている。文禄年間に流浪して丹波国・山家やまがに來住し、その子孫が寛永三年（一六二六）に但馬国・出石へ分家し、さらに城崎郡船町村

に分家し、由利七良兵衛と称した。

二代目・七良兵衛の子に由利五良右衛門という者があり休夢と号したが、正徳五年（一七一五）に死んで、養源寺に葬られている。

初代・五良右衛門の弟に、由利三左衛門・由利又右衛門・由利又三郎の三名があり、それぞれ分家した。

豊岡城下の町方役人として、近世初頭から五町名主がおかれて、町全体の行政を担当していた。この五町名主はやがて、ほとんど七軒の家に世襲的に限られるようになったという。その筆頭が由利本家である。ほかに南条・山本・村尾・保田（勘左衛門）・福井（庄三郎）・由利（三左衛門）・由利（良右衛門）・鳥井（忠左衛門・山三郎）・佐川（義右衛門）の諸家があった。由利家一族はこのように豊岡町政を支え、重きをなしてい

た。

佐川家

佐川家の先祖は佐川重左衛門といい宮津城主・京極丹後守の家臣であったが、寛永年間に禄を離れて丹後国袖石浦(丹後町袖志)に移り住み以後、民間にあり三右衛門という養子を迎えた。

三右衛門の子・七郎左衛門は、宝永年間に但馬国豊岡の愛宕山の麓に移り住んだ。

七郎左衛門の子・七郎兵衛は享保元年(一七一六)ごろから壺作りを業とし、やがて小田井町へ移り屋号を壺屋と号したが、元文年間(一七三六〜一七四一)に京口町へ移り住んだ。

七郎兵衛の子は壺屋惣兵衛と称し、売買交易して諸国に通商して繁栄した。豊岡藩の御用金上納に精を出したので文化四年(一八〇七)には御目見列を仰せつけられており、中興の祖といわれる。

惣兵衛の子・壺屋義右衛門は若年より諸国へ通商して名を高め、家業繁栄し、豊岡藩の御役所懸り出役を仰せつけられている。

その子・義右衛門は文政九年(一八二六)に二一歳で相続したが、諸国に交易して繁栄し「佐川」の苗字帯刀を許され、五町名主に任命され数十年勤続した。また札幌元方役も長年引受け、万延元年(一八六〇)には旧宅の建替えに着手し、翌年には大普請が完成した。また久美浜代官所への御館入りも許されるに至った。

その子の幼名・芳太郎は佐川義右衛門を継ぎ、札幌元方・御目見列に任命されたが、明治維新に際しては明治五年(一八七二)に第三大区区长となり、さらに明治二十五年(一八九二)に豊岡町長となり、明治二十九年(一八九六)には佐川銀行を創立した。その妻は、豊岡・宵田町の由利三左衛門の長女である。

義右衛門の男の子は三人あったが、長男・恒太郎は明治四十三年(一九一〇)に豊岡町長となり、その子の

恒太郎も昭和十年（一九三五）に豊岡町長となったが、その妻は元・内閣総理大臣・芦田均の妹にあたる。

次男・秀造は宵田に分家したが、その子の辰夫は昭和二十五年（一九五〇）以来、豊岡市長を四期勤めて名誉市民となっている。

三男・文之助は京口に新宅した。

第四節 大石りくと正福寺

大石りくとそ

大石りくは良金・くう・吉之進・るり・大三郎の三男二女をもうけている。

の子どもたち

長男の良金は元禄元年（一六八八）に生まれ、松之丞といい、元禄十四年十二月十五日元服し

主税良金という。討入りに参加し裏門隊を指揮し、元禄十六年（一七〇三）二月四日に松平家において切腹した。年十六歳。

長女・くうは元禄三年（一六九〇）に生まれた。元禄十五年（一七〇二）四月ごろ、母・りくや弟妹とともに但馬・豊岡の石東家へ帰ったが、父の切腹の翌年の宝永元年（一七〇四）九月二十九日に十五歳で病死した。墓は豊岡市日撫の正福寺にある。

二男・吉之進は元禄四年（一六九一）に生まれたが、元禄十五年（一七〇二）に母・兄・姉とともに豊岡へ帰り、そのまま石東家へ預けられ、翌年十月には城崎郡竹野村須谷の円通寺内の抱井山投老庵に隠居していた元・南禅寺の大休和尚の弟子となり、祖鍊元快それんげんかいと称した。吉千代・良以の名がある。父の切腹の後、元禄十六

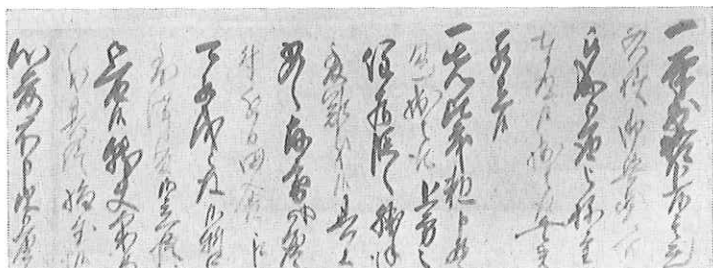
年（一七〇三）二月に十三歳で遠島処断の対象となったが、仏門にあったため免除されたけれども健康がすぐれず、宝永六年（一七〇九）三月一日、興国寺において十九歳で死んだ。墓は宝谷の大門山にあり、碑面に祖鍊元快禪師と記されている。

二女はるりという。元禄十二年（一六九九）に生まれた。一時、内蔵助のいとこの進藤源四郎の養女となったが、後に母とともに豊岡に引取られた。父が切腹の時は五歳であるが、その後も母とともに暮し、正徳三年（一七一三）に弟・大三郎が広島の浅野家に召し出された時、母とともに広島へ移り、その翌四年（一七二四）に十六歳の時、浅野安芸守吉長の同族で番頭はんがしの一〇〇〇石・浅野長十郎信之（後に監物直道と改める）に嫁した。寛延四年（一七五一）六月二十九日、五三歳で死んだ。墓は広島の正聚院禅林寺にある。

末子の大三郎は三男である。母・りくが元禄十五年（一七〇二）四月に山科から豊岡へ帰った時に身ごもっており、七月五日に石東家で生まれた。この当時の石東家は、元禄期の絵図によれば、現在の京町の二十一番地付近と推定される。名前は後に代三郎・外衛・良行・良武・良恭などという。宝永六年（一七〇九）に大赦があつて後、正徳三年（一七一三）広島・浅野家から召し出された。時に十二歳。母・りく、姉・るりとともに広島に移り、享保二年（一七一七）十六歳で元服、浅野吉長に仕えて一五〇〇石・旗奉行次席を命じられ、後に表番頭となった。明和七年（一七七〇）に六九歳で死に、広島・国泰寺に葬られた。松巖院忠幹蒼榮居士という。この子孫は現在も東大阪市に存続している。

りくは元禄十五年（一七〇二）四月から夫のもとから豊岡へ帰ったが、同年十月に離縁となり、夫が切腹の後も但馬で暮らした後、正徳三年（一七一三）に三男・大三郎とともに広島に移り、隠居料として一〇〇〇石を

頂戴していたが、元文元年（一七三六）十一月十九日に六八歳で病死した。香林院華屋寿栄大師といい、墓は
 広島・国泰寺にある。

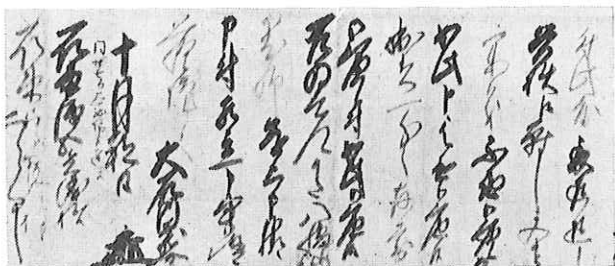


（東京・大槻文平氏蔵、豊岡・梅谷光信氏保管）

大石りく りくの離縁状が、いま豊岡に現存している。これは吉良邸討入りの離縁状のため江戸出向が迫った元禄十五年（一七〇二）十月一日、すでに八月から京都山科字西野山桜馬場の隠棲居を引き払って移っていた河原町の四条道場こと金蓮寺境内の梅林庵において、大石内蔵助良雄が豊岡の石東源五兵衛每公と石東宇右衛門毎明に連名で宛ててしたためたものである。

討入りは同年の十二月十四日であった。翌元禄十六年（一七〇三）二月四日、大石良雄と良金は切腹した。二月五日付の京極家より老中への報告の中で、りが前年の十月初旬に離別されて石東源五兵衛方に居住していることが、公式に明らかにされている。その離縁状と報告書の全文を併せて読み下して、次に紹介しておく。

「一筆啓上致し候。そこもおのおの様、御堅固に御座なさるべしと珍重に存じ奉り候。拙者儀無異に罷り在り候。一つ、さきごろもあらあら申し進め候通り、拙者儀上方の住居段々勝手も難儀を致し候。其上少々存じ寄りも御座候に付、近日田舎へ相越すべしと存じ候。暫く滞留致し候覚悟に御座候。それにつき妻女義そのまま指置候も心落申さざる儀御座候につき、此度返進を致し申候。



写171 大石りくの離縁状 (大石良雄筆 元禄15年10月1日付)

各様へ対し又は妻義ふとき御座候て此の如く申す者には御座なく候。拙者一分の存寄御座候に付此の如くに御座候。右御意を得べきため八幡山より飛脚進上申す様に申し付け罷り立ち申す事に御座候。恐惶謹言。大石内蔵介(花押)。

十月朔日。石東源五兵衛様・石東宇右衛門様、人々御中」

「今朝、家来の者えお尋ねなされ候、浅野内匠家来大石内蔵助と私家来縁続きの覚。

一、内蔵助妻は家来石東源五兵衛と申す者の娘にて御座候。然る処去年午十月初旬離別仕候に付、唯今源五兵衛方に罷在候。

内蔵助二男吉之進、今年十三歳に罷成候。母離別以前より出家を致し、祖鍊と申し候。松平伊賀守領内但馬国美含郡の内竹野谷抱井山と申所に南禅寺派大休と申す庵主方へ弟子に遣し置候由申越候。此者儀最初吉千代と申し、其以後吉之進と改め申し候。末子大三郎儀、今年二歳に罷成候。丹後国熊野郡須田村住居の浪人林文左衛門と申す目医者など仕候者方え、去年午十一月下旬養子に指し遣し候由申越候。右の外、男子御座なく候。

且又十四歳の女子(くう)一人、母相添え源五兵衛方に罷在候。右の趣御老中方へも申上候。以上。

二月五日 京極甲斐守



写172 広島の国泰寺にある大石墓地
右端が大石りく墓碑(広島・小林弘氏提供)



写173 大石りくの墓の墓碑銘
「但州豊岡人也」とある。
(広島・国泰寺)

忠臣蔵と大石りく
大石りくは歴史上、但馬の女性としては最も高名な人物にあげることができるだろう。広島の

国泰寺にある墓誌銘は同寺九世・大震和尚の手になるが、「貞操廉節儀容異風端心坐化克始克終」と記されている。りくは良妻賢母、貞淑温順、実に日本婦人の亀鑑と謳われたものであったが、その一生は数奇な運命を背負い、決して順境で幸福な人生とはいえなかった。むしろ悲劇の女性であり、試練に堪え、苦悩に耐え抜いた同情すべき逆境に終始したといえようか。

主家の断絶・夫の浪人と放蕩・仇討のための離縁・夫と長男の切腹・次男と長女の早逝、これらの試練にもまれながら、りくは二夫にまみえることなく髪を剃り、尼として後半生を生きたのであった。

人形浄瑠璃の名作『仮名手本忠臣蔵』は赤穂浪士の吉良邸討入りを作者・竹田出雲らが脚色したもので、寛延元年(一七四八)八月に竹本座で初演されているが、その九段目「山科閑居」で大石りくは大星由良之助の妻・お石として登場し



写174 錦絵に描かれた四十七士「豊国画」とあり、大星由良之助や大星力弥の顔が見える。(長柄正久氏蔵)

ている。

九段目「山科閑居」のあらすじは、加古川本蔵の妻・戸無瀬と娘の小浪はかねて婚約していた由良之助の長男・力弥のもとへ嫁入りすべく山科の大星宅を訪れるが、由良之助の妻・お石から、おべっか武士の本蔵の娘を二君に仕えず節操を守る由良之助の大切な子の嫁にはできぬ、力弥に代わってこの母が離縁を申し渡すと冷たくあしらわれ、戸無瀬は小浪を殺して自分も自害しようと覚悟するが、お石は本蔵の首を引出物にくれるなら力弥との祝言を認めると三宝を持出し、そこへ虚無僧姿の本蔵が現われ、その場でわざと力弥の手にかかって落命するが、そのとき苦しい胸の内を明かし、大星親子の誤解もとける。本蔵は、まことの忠臣の手本は中国では予讓、日本では大星、昔から今までたった二人しかいない、力弥殿の妻になる小浪は武士の娘の中で最も幸福な女だ、といって贈り物に師直邸の絵図面を差出す。力弥と小浪は結ばれ、由良之助は絵図面を持って江戸へ出発してゆく、という筋である。

ここにでてくるお石は、祇園の茶屋でいつわりの酔乱遊興にふける夫の本心の忠節を深く理解し、愷気をせぬ忍耐深い貞女である一方、加古川本蔵をのしり、その首を引出物に所望し、あげくは裾をからげ槍をとって突きかかる勝気な武士の妻でもある。封建社会の武士の妻としての一つの理想のモデルに描かれているといえよう。



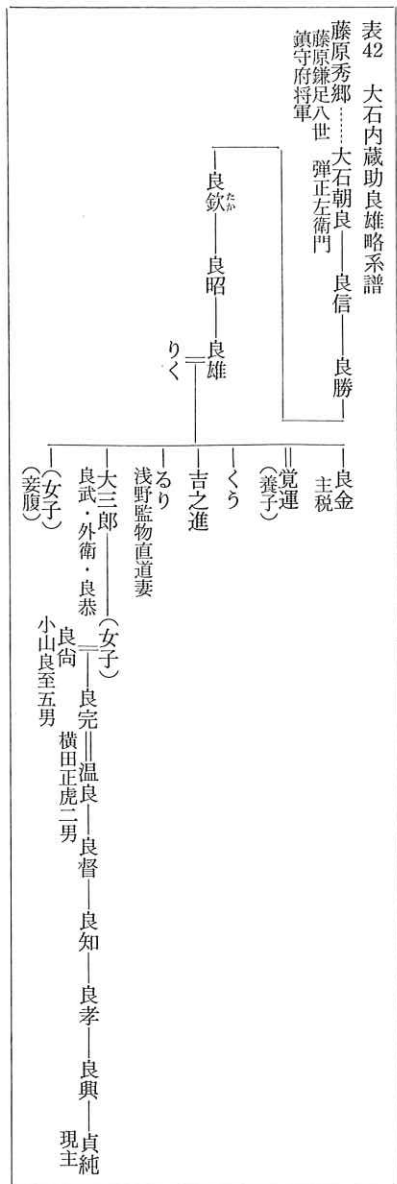
写175 日撫・正福寺墓地の大石りく墓(中央)
向かって右・二男大三郎墓、左側・娘くう墓

正福寺

石束家の菩提寺であった豊岡市日撫の正福寺には、元禄十四年(一七〇一)五月の棟札が残っている。その銘文の冒頭には「南瞻部州大日本国山陰道但馬州城崎郡豊岡郷鎌田庄日撫村般若山正福禅刹者曹洞正嫡而養源之門派也」と誌されている。この寺は、曹洞宗養源寺の末寺である。

かつて国鉄宮津線・但馬三江駅の北方の正福寺谷というところに鶴城の城主・田結庄将監是義の香華院の正福寺という寺があったが、天正三年(一五七五)の野田合戦の兵火により焼亡した。この寺名を元の上寺・帯雲寺から譲り受けて京極高住から賜わり、大石りくの祖父・石束源五兵衛每術を開基として、りくの父・每公が日撫村しゃちがはなの社地前に工を起こして堂宇を新築したのであった。

每術は老境に入り豊岡・養源寺に掛錫かひしやくして来た隆女という傑僧について禅を学び延宝三年(一六七五)、五四歳の時、家督を長子・宇右衛門(每公)に譲り日撫村に隠棲し、草庵の傍に一堂をたて、釈迦・弥陀・観音の三尊と、この三仏菩薩の小像三〇〇〇体の金仏を安置し、さらに五〇余石の田を求めて僧飯料にあて、忠僕の雲伝くもで茂兵衛という者に身の廻りの世話をさせていたが、延宝七年(一六七九)二月二十八日、急病で死んだ(石束家譜では延宝六年、正福寺過去帳では延宝七年とある)。その後、茂兵衛は出家して僧となり鉄宗と号し、草庵を般若山真修院と称して主君の菩提を弔っていたが、やがて元禄十四年に寺号にきりかえたのである。



山科から豊岡へ帰ったりくが正福寺に住んだのは宝永六年（一七〇九）ごろからで、隠居した父・毎公と一緒に暮らし、祝髪して香林院といったが、正徳三年（一七一三）になると七月二十九日に父・毎公が七三歳で死に、まもなく九月には大三郎とともに広島に移って行った。

正福寺には元文元年（一七三六）にりくが広島で死んだ後、遺言により元文三年（一七三八）の三回忌に娘のくうの墓の傍にりくの遺髪碑が建てられたが、荒廃していたのを明治四十三年にあらためてその石塔が建立され、その両側には祖鍊元快禪師（次男・吉之進）真身塔と正覚院本光妙智信女（長女・くう）の墓碑も改修されて並んで建てられた。そのほか、ここには石束毎術・毎公・毎明の墓もある。

享保三年（一七一八）にりくが広島から当寺に寄進した磐子も、現存している。

第四章 農民のくらし

第一節 村方のしくみ

百 姓

江戸時代に完成した封建制度は農民を土地に固定させ、その上に領主が君臨して農民の生産物から年貢を徴収し、その財力をもって領国を支配し、その頂点に幕府があるという仕組みであった。江戸時代の農民は、「百姓と呼ばれていた。五人組前書のはしりである『正徳三巳年諸国御料所百姓江戸せ渡され候御書付の写』（赤石・阪井忠右衛門氏蔵）にも「百姓」の用語が見られる。百姓は身分的には武士の下に位置づけられ、商人・職人の上におかれていた。なるほど武家（足輕などは除く）と農・工・商人との結婚などは通常は許されることではなく、農・工・商人は豊岡藩の門内に入ることも許されなかった。

しかし、農・工・商三者の間における身分差は、当地方で見ると、役職や貧富の差が、そのまま家柄の差となつて現われるだけであつて制度的に確立されていたとはいえない。

むしろ町内の御目見列（豊岡藩主が参勤交代で出発、または帰国したときとか、正月などに藩主にお目どおりが許される資格を有する者）の五町名主などは、一般町民に対してはもとより農民に対しても、むしろ比較